

農業経営者の皆さまへ

# 雇用就農資金



全国農業会議所は、49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」を実施します。

今回、本事業のうち以下2タイプの募集を行いますので、事業実施を希望される場合は、**令和4年10月26日(水)～12月1日(木)(必着)**に各都道府県農業会議等に必要な申請書類をご提出ください。

◎**雇用就農者育成・独立支援タイプ**：農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付

◎**新法人設立支援タイプ**：農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを旨とする者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付

※ 農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」も実施しています(随時受付)。

## 助成内容

支援タイプ	助成期間	助成額※1,2
雇用就農者育成 独立支援タイプ	<b>最長 4年間</b>	年間最大 60万円(月額5万円)
新法人設立支援 タイプ		年間最大120万円(月額10万円) (3-4年目は最大60万円)(月額5万円)

※1) 各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は、年間最大15万円(月額1.25万円)が加算されます。

※2) 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。

## 募集期間等

募集回	募集期間	支援期間	支援対象となる 新規雇用就農者の採用日
第1回	2022年4月15日～5月16日	2022年7月1日～2026年6月30日	2021年7月1日～2022年3月1日
第2回	2022年7月6日～8月9日	2022年10月1日～2026年9月30日	2021年10月1日～2022年6月1日
第3回	2022年10月26日～12月1日	2023年2月1日～2027年1月31日	2022年2月1日～2022年10月1日

## 応募～採択後の流れ



裏面へつづく

## 事業実施にあたっての主な要件

### 農業法人等の要件

- ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）等であること。
- ② 十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- ③ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- ④ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ⑤ 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- ⑥ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること（新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可）。
- ⑦ 過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。
- ⑧ 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめのJP）に掲載していること。

URL : [https://app.be-farmer.jp/training\\_users/sign\\_in](https://app.be-farmer.jp/training_users/sign_in)



(研修内容等登録フォーム)



### 新規雇用就農者の要件

- ① 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の者であること。
- ② 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- ③ 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- ④ 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- ⑤ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。



★ 過去に本事業の支援対象となった新規雇用就農者が離農している場合には、離農した新規雇用就農者の数を超えて雇用した新規就農者の増加分が支援対象になります。

## 事業に関する問合せ先

一般社団法人沖縄県農業会議（担当：照喜名、佐辺）

〒901-1112 沖縄県島尻郡南風原町字本部453-3（3階）電話：098-889-6027

公式HPは [雇用就農資金](https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/) で検索 ([https://www.be-farmer.jp/farmer/employment\\_fund/original/](https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/))

# 雇用就農資金のご案内

農の雇用事業の募集は令和3年度で終了しました。令和4年度より雇用就農資金の応募を開始しています。

## 【農の雇用事業との主な違い】

項目	雇用就農資金	農の雇用事業
年間最大助成額金額	最大60万円	最大120万円
助成期間	最大4年間	最大2年間
1名の研修指導者が指導できる雇用就農者の人数	人数制限なし	制限あり (3名まで)
助成金交付交付	原則6ヶ月ごと	原則4ヶ月ごと
助成金交付申請に係る提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様式10号</li> <li>●貸金台帳 ●出勤簿</li> <li>●その他必要書類</li> </ul> 日ごとの研修内容は <b>不要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様式10号 ●11号</li> <li>●貸金台帳 ●出勤簿</li> <li>●その他必要書類</li> </ul> 日ごとの研修内容が <b>必要</b>

## 【雇用就農資金への応募方法】

### ①応募書類の提出

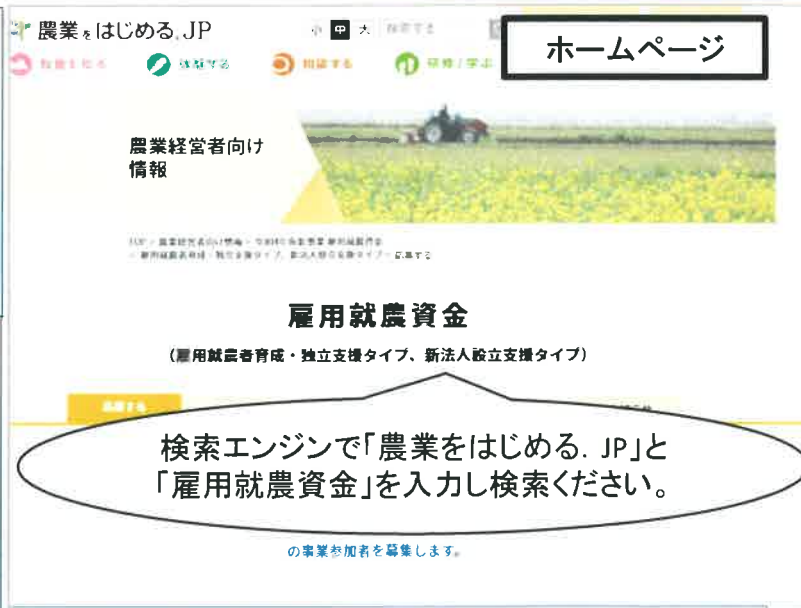
ホームページ内の「応募申請フォーム」より申請を行ってください。

※応募申請フォームからの申請が難しい場合は、メールや郵送での提出も可能です。書類をダウンロードされるか、農業会議窓口で入手できます。

### ②「研修計画」の登録

「農業をはじめの.JP」のホームページで研修計画の登録が必要です。

研修計画の登録は、各自で行っていただきます。パソコンやスマートフォンを用いた登録作業となります。※詳しくは応募時にご案内しております。



※農の雇用事業、就職氷河期世代事業、雇用就農者実践研修支援事業を活用している経営体の皆様も応募可能です。

※細かな要件については、同封されている募集要領をご確認ください。

# 雇用就農資金の「増加分支援要件」について

雇用就農資金は雇用就農者の「増加分」を支援していきます。本事業に2回目以降応募される場合は、申請の可否を下記のように確認します。(採択者の中に離農者がいる場合は、「補完雇用就農者」の有無を確認いたします。)下記の例をイメージとし、確認するようお願い致します。

雇用就農資金を活用した(交付実績ある)者   
  事業の対象になっていない者  
 その他(交付実績なく中止した者など)   
 ※補完雇用就農者の条件もあるのでご確認ください。



例①: 事業を活用したA氏が離農しているが、B氏が定着(補完雇用就農者)。C氏は「増加分」とみなされる。

例②: A氏とB氏が離農しているが、活用しているのはA氏のみ。C氏が定着しているため、D氏は「増加分」とみなされる。

例③: 活用者のうちA氏が離農、C氏は定着している。B氏は離農しており、補完雇用就農者がいないため、D氏は「増加分」とみなされない。

例④: 活用者のA氏とC氏が離農したが、C氏は助成金交付を受けていないため、補完雇用就農者は1名必要。D氏が定着しているため、E氏は増加分とみなされる。

<この件についてのお問い合わせ先> 一般社団法人沖縄県農業会議(担当: 照喜名、佐辺)  
 〒901-1112 沖縄県島尻郡南風原町字本部453-3(3階) 電話: 098-889-6027